

イギリス国立公文書館におけるボーンデジタル記録管理の課題

メアリー・グレッドヒル

(イギリス国立公文書館商務・デジタル関係担当ディレクター)



【要旨】

デジタル記録管理はアーカイブズ機関にとって極めて大きな機会をもたらしたが、同時に、いまだ未解決の大きな課題も提起した。イギリス国立公文書館は紙媒体記録をデジタル化し、オンラインで公開することについて著しい進歩を遂げてきた。現在では、西ロンドンにある閲覧室で一般市民に提供される件数の約300倍に上る件数の記録がダウンロードされるに至っている。2012年に始まった「ディスカバリー」サービスは、イギリス全土のアーカイブズ機関が所蔵する記録の検索に関して新たな基準を打ち立て、閲覧室に来ることなく記録の複写、電子取引、タグ付けをはじめとする多くの機能を含むユーザー向けサービスの要となっている。国立公文書館のウェブサイトの昨年のアクセス数は1,900万件を超え、そのうちの3分の1以上が、携帯機器からのアクセスであった。

国立公文書館はこれまで、デジタル記録を恒久的に保存するためのインフラを整備してきた。現在、国立公文書館は、これまでにない規模でのボーンデジタル記録の移管を2016年に開始する政府機関からの需要が予測されるため、それに対応するプロセスを拡大するという難しい任務に乗り出している。一部の機関を対象をしぼって試験運用が行われているが、そこからは、現状では簡単な解決策が全くない大きな問題がいくつか浮かび上がっている。デジタル記録の量を把握することと、センシティブ情報の要件を確認するための手作業による記録の審査がほぼ不可能であることが、国立公文書館として検討すべき課題である。しかし、「実践から学ぶ」方式により、国立公文書館は早くも今年の早い時期に、公開用のボーンデジタル記録を初めてウェブサイトに掲載するという成果を挙げることができた。

今回の基調講演では、「デジタルアーカイブ・バイ・デザイン」(digital archive by design: 計画的デジタルアーカイブ)となるために必要なことについて論じる予定である。

【略歴】

メアリー・グレッドヒル氏はイギリス国立公文書館のオンラインサービスの要となるデジタル開発事業の責任者である。その職掌には、昨年1年間のアクセス数が1,900万件を超えたTNAのウェブサイトと、イギリス政府が作成し増加の一途をたどる大量のデジタル記録を収集し、永久保存するためのインフラ整備が含まれる。

グレッドヒル氏はまた、TNAの商務チームを率いて大型のライセンス供与や出版提携、商取引活動、団体向けデジタル化サービス等を含む、事業開発及び収益創出のための業務に当たっている。

グレッドヒル氏は様々な業界での経験を有しており、エンジニアとして働いた後、クラウンフィールド大学経営大学院でMBAを取得、ブーズ・アレン・ハミルトン社に入り経営コンサルタントに転じた。その後、BBCワールドワイド(BBC傘下の番組制作・配給会社)のホーム・エンターテインメント部門で戦略・事業開発に従事。2011年に商務担当ディレクターとしてTNAに入り、2015年からデジタル開発も担当している。

イギリス国立公文書館におけるボーンデジタル記録管理の課題

メアリー・グレッドヒル

イギリス国立公文書館商務・デジタル関係担当ディレクター

皆さん、こんにちは。

本日は、デジタル時代がイギリス国立公文書館に及ぼす影響についてお話ししたいと思います。直面している課題のいくつかを、私たちが好機ととらえているものや、絶えず変化するデジタル環境に対応して、これまでに導入してきたノベーションと併せて説明していくつもりです。

質問は最後にお受けすることになります。

最初に、イギリス国立公文書館について手短かに紹介したいと思います。

私たちはイギリス政府、ならびにイングランドおよびウェールズの、公式の公文書館兼出版局です。

国立公文書館の所管は最近イギリス司法省から文化・メディア・スポーツ省に移りました。私たちの法的責任は「公記録法」(Public Records Act) に由来しますが、この法律は政府機関に対して、歴史的価値がある記録を選別し、国立公文書館に移管して恒久的に保存することを義務付けています。実際には公記録法に基づく責任が「公記録の番人」(Keeper of Public Records)、すなわち国立公文書館の館長に委譲されています。

やや異例のことですが、当館は直接、イギリス財務省から予算を与えられています。こうした立場は、時に(文化・メディア・スポーツ省を含む)どの政府機関に対しても、私たちが公記録法の下で記録管理の責任を問うことを求められる場合があるという事実を反映したものです。

イギリスの公記録法は1958年に制定されたものであり、そのため、デジタル情報の管理という課題については何も触れていません。私たちはこの明白な「ギャップ」を常に検討していますが、今のところ、この法律に書かれている言葉の簡潔さは、近年起草された法律には欠けていそうな一定の柔軟性を備えていると見ています。そのため、私たちには、あらゆる形式の公記録について、それらを収集・保存し、一般市民の利用に供する権限があります。

公記録法に基づく当館の業務の1つの側面に、最近になって変化が起き始めました。2013年、イギリス政府は作成後30年ではなく、20年を経た時点で記録を公開する仕組みへの移行を開始しました。2022年まで毎年2年分の政府の記録が当館に移管され、一般市

民がアクセスできるようになります。20年ルールへの完全な移行は10年がかりで行われる予定です。

20年ルールへの移行は、政府機関、（認定）保管施設、国立公文書館にとって一大事業です。こうした移行が、膨大な量のデジタル資料の初めての移管や恒久的保存と時を同じくして行われるという事実こそ、1つ目の主要課題なのです！

イギリス国立公文書館には約600名の職員がいますが、他にもいくつかの役割を担っているため複雑な組織になっています。

- 政府内の情報および記録の管理について助言し、サイバーセキュリティに係る政府機関向けの研修を実施しています。また、イギリスの国家著作権を管理し、イギリスの法律をオンラインで公開しています。
- 一般への公開と言う観点からは、活発に文化と遺産に関わる機関として、世界中の顧客が調査や研究のために、所蔵資料を閲覧室やオンラインで利用できるようなことを目指しています。
- イギリス国内の大学をはじめとする多くの研究機関と互恵的な関係にあり、学校の授業向けの教育セッションや歴史教師向けの研修を実施して、賞も獲得しています。
- 最後に、2012年以降、イギリスのアーカイブズ・セクターにおいて指導的役割を果たしており、国内各地の2,500機関を管轄しています。このセクターには、地域史上の価値がある記録の（認定）「保管施設」としての役割を担う地域の公的アーカイブズ機関のほか、民間のアーカイブズ機関が含まれます。

このセクターにおける指導的役割の果たし方は、それ自体、範囲が非常に多様です。また、デジタルの側面については、後ほどより詳しくお話しします。

当館の計画は、特に、所蔵記録について一般市民の関与を増やすこと、アーカイブズ・セクターに活気あふれる未来を保証することを目指すという点で意欲的なものです。しかしながら、当館も含めてほとんどの公的アーカイブズ機関は、過去5年間にわたって予算を25～40%削減されてきたことにも触れておかなければなりません。2015年5月の選挙で選出された新しいイギリス政府は、今後5年間にわたって同様の歳出削減を実施すると表明しています。そのため、たとえ業務効率を上げて経費を節減し、また別の財源から収入を得ることに今後も成功し続けても、提供できるものが制限されることは避けられません。

過去15年の間に、デジタル技術はアーカイブズ機関の在り方を根本的に変えました。イギリス国立公文書館がボーンデジタル記録を受け入れ始めたのは比較的最近のことにすぎ

ないかもしれませんが、これまでに約1億4,400万件の歴史的文書をデジタル化し、オンラインで公開してきました。これは、現在の紙媒体所蔵資料の8~10%に相当します。

デジタル化には多くの費用がかかります—めったに利用されない文書では法外な金額になります—が、非常に大きな需要がある文書では、デジタル化が記録への地域的というよりも、グローバルなアクセスを提供する新たな機会をもたらします。最新の統計によると、当館または提携先のウェブサイトからダウンロードされる記録の件数は、閲覧室での紙媒体記録の利用件数の約300倍です。デジタル化のおかげで、世界のどこにいても、自宅からでも移動中でも、調査を行えるのです。

財政上の理由から、商業ベースでオンライン出版を手がける提携先との関係が、当館のデジタル化プログラムの成功にとって極めて重要です。過去15年間に提携先が記録のデジタル化に投資した額は、私たちだけで調達できたであろう金額をはるかに超えています。また、提携先は使用許可を得た記録の使用料を当館に支払うことで、当館が予算削減に直面している他の主要な内部業務の資金を賄うのに一役買っています。

(私たちが概してゼネラリストになろうとしているのに対して) 提携先は系図研究者やその他の研究者など、特定の利用者層についての知識を深めてくれます。そして、私たちにはまねしようとしてもできないほどの時間、資金および専門知識を、顧客獲得と顧客サービスに注ぎ込みます。このように、当館のウェブサイトとダウンロードサービスがある一方で、商業的な提携関係は、記録へのオンラインアクセスを広める方法として定着しています。

ここで話ししておきたいのは、私たちが最初一括デジタル化プロジェクトに乗り出し始めたころは、結果として、デジタル化によって閲覧室で原文書を利用する需要が徐々に減っていくだろうという考え方がありました。これは、まったくの見込み違いでした。代わりに、利用者は、デジタル化した資料を使って調査の初期段階をオンラインで行うものの、その後、必ずと言っていいほど、調査が次の段階に進んだ時には紙媒体資料を見なければならなくなる局面に達します。来館者数と閲覧件数はこれまでと同水準なのに、閲覧された記録のシリーズに変化がありました。

もう1つ、アーカイブズ利用者の体験を一変させるきっかけとなったのは、オンライン目録の整備です。目録は長年のうちに見違えるほど進化しました。イギリス国立公文書館の最新の大きな進歩は、2012年10月に「ディスカバリー」(Discovery)と名付けた多角的なサービスを立ち上げたことです。

ディスカバリーの立ち上げと、その後の改良により、次のようなサービスが生まれました。

- 記録資料のレファレンス情報のさまざまなデータベースについて、利用者 3,000 万件を超す記録の記述を利用者が検索・閲覧できる単一の集合体に集約。
- 単一の検索ボックスや絞り込み検索用フィルターなど、専門家ではない利用者が親しみやすい方式を使用。
- 同時に、より専門的な利用者や、より特化した利用者向けに、特定の種類の記録を対象とする高度な検索機能およびガイド付きの検索も搭載。
- オープンソース型ソフトウェアのルシーン (Lucene) がベース。
- 利用者が記録にタグ付けして、後から見つけやすくすることが可能。
- イギリス各地の 2,500 のアーカイブズ機関からの 1,000 万件に及ぶ記録資料の記述を、各アーカイブズ機関およびその所蔵資料の詳細情報と一緒に集約。以前は、こうした情報は別々のデータベースに納められていました。
- 目録上で記録を見つけるところから、利用可能で多様な資料に対するアクセス方法に至るまで、切れ目のない利用者体験を提供。対象とする記録にもよりますが、事前に予約して閲覧室で紙媒体の記録を閲覧するか、記録を複製して電子メールで送るように請求するか、あるいは、一括してデジタル化された 900 万件の記録であれば、料金を支払ってデジタルコピーをダウンロードするなどの選択肢があります。以前の仕組みでは、オンライン目録とダウンロードシステムが切り離されていて、そのために目録で見つけた記録をダウンロードしたい利用者に何度も「再入力」を求めていたことから見ると、これは大きな改善です。先ほどお話ししたように、ディスカバリーは、国立公文書館のデジタル化された記録を閲覧しダウンロードすることができる、提携先のウェブサイトへもリンクされています。

組織の観点から見ても、純粋に技術的な観点から見ても、ディスカバリーの進歩はデジタル技術のインパクトを物語る興味深い例です。

ディスカバリーを開発する前のイギリス国立公文書館のデジタルシステムは、デジタルへの移行の初期段階にある組織によく見られるように、互いに関連していないさまざまな別個の取組から進化したものでした。

そのため、目録を作成するチームが、目録が紙ベースだったところと同じように引き続き目録の内容を「支配」し、決定を下していました。デジタル化してオンラインで提供すべき記録は、主に、e コマースを担当するチームが選んでいました一時折あるように別の財源が利用できるようになった場合は別ですが、その場合もなお、e コマースの担当チーム

が顧客への遠隔サポートを提供することになっていました。オンサイトでの顧客サポートは、閲覧室の別のチームが提供していました。最後に、もう一つ問題だったのは、技術チームはウェブサイトを構築する立場にあるので、提供する機能を思いのままにする傾向がありました一常にはありませんが、自分たちの優先項目を時に他のチームの優先事項と同等に扱うことさえあったのです！

こうした初期の取組はデジタル事業の発展にとって掛け替えのないものでしたが、利用者体験の混乱を招くとともに、あるチームの決断が別のチームの活動に悪影響を与えることが数多くありました。目録をeコマースサービスや他の利用のオプションと統合すると決定したことで、利用者体験が劇的に単純化されました。しかし、意思決定が断片化された結果、予期せぬ結果が生じるおそれも大きくなりました。

私の経験では、業務のデジタル化を採用しようとする際に、こうしたことがよく起こります。物理的な世界ではうまく機能していた組織の境界はデジタルな世界においては機能しなくなるため、効率的かつ効果的なデジタル型の業務プロセスを構築するために、より幅広い連携か、または、まったく新しい事業構造が必要になるのです。

イギリス国立公文書館では、当初、この問題に対して、すべての関係者が意思決定に関わる「ディスカバリー」向けの運営委員会を新設することで対処しました。この委員会から得た知見は、その後、「デジタル・バイ・デザイン」(digital by design)になることを目指す中で、組織構造の幅を広げることについての決定にも影響を与えました。

いまやディスカバリーは非常に強力なツールとなっていますが、この新サービスを立ち上げてから最初の数カ月間は、古い目録の利用者から批判が数多く寄せられて苦労しました。そういった利用者の多くは、新しいサービスになってから古いシステムの便利な機能が「失われた」か、または使いにくくなったと感じていました。現在、いくつかの点では提起された問題を認めて、特定の機能を再現した新しいツールをディスカバリーの中に設けています。

しかし、旧システムの機能をすべて再現しようとは、まったく考えていません。当初、非常に専門性が高いアーカイブズ利用者の中には適応するのが難しいと感じた方もいましたが、私たちは極めて意図的に、ディスカバリーを誰にとっても使いやすいものにするこ一つまり、主要部分を単純化すること一に注力しました。それでもなお、フィルターや高度な検索など別のツールを活用することで、より専門性が高い検索を行うこともできます。

今年に入ってから、ディスカバリーはイギリス政府の「デジタル・バイ・デフォルト」(Digital by Default) というサービス基準評価に、非常に肯定的な意見を付されて合格しま

した。ウェブサイトの解析結果によると、これまでこのウェブサイトを利用したことがなかった多くの人々も含めて、有用な結果を見つける利用者が増加しました。しかし、いまではディスカバリーを随時更新しているので、利用者がサイトの変更を把握し、最高の検索結果を得られるように支援することが、このウェブサイトの編集、顧客サービスおよび広報を担当するチームに共通する継続的課題です。

ディスカバリーの次の段階の開発では、次の3つの主要領域に重点的に取り組む予定です。

- i) ディスカバリーが提供するサービス（および、当館のウェブサイトのその他の部分も含めて）の機器対応性を十分なものにすること。当館のウェブサイトへの昨年のアクセス数は1,900万件で、そのうち、ほぼ3分の1が携帯機器からのアクセスでした。
- ii) 他のアーカイブズ機関がディスカバリー上で遠隔操作により、各自の目録の参照情報を管理できるようにすること。アーキビストが必要に応じて新たな記録の追加や修正を行えるようにするため、1件ずつでも一括でも参照情報をダウンロードしたりアップロードしたりできるツールセットを開発中です。
- iii) ボーンデジタル記録にアクセスできるようにすること。今年8月から、ディスカバリー上で初めてボーンデジタル記録を利用できるようになりました。

ここからは、今挙げた3つ目の点について、さらに詳しく説明していきます。

イギリス国立公文書館のデジタル保存システムの最初のバージョンは、早くも2003年に構築されており、それは、館内での調査や実績を使って、比較的少量の多種多様なデジタルファイルを保存するためのものでした。デジタル保存に関する当時の最新の考え方では、記録の受入れと保存のプロセスに、人の手で行う作業が引き続き大幅に必要とされていました。

2011年になるころには、明らかにデジタル環境の様相が大きく変わりました。政府機関でもそれ以外でも、膨大な量のボーンデジタル情報が生成されていたのです。そうになると、人の手による作業が最小限で済むプロセスを使って、ほとんどが同じ型の大量のデジタルファイルを取り扱う方法を見つけることが課題となりました。

その対策として、私たちはデジタル化された記録とボーンデジタル記録の両方の長期保存に対応したデジタル記録用のインフラ、すなわち「DRIシステム」の構築に着手しました。2012年以降はデジタル化した資料をDRIに取り込むことに成功し、現在、システム内

には何テラバイトものデジタル化された画像が納められています。その過程で、大量のデジタル情報の管理と移管の方法、品質管理プロセスの一部を自動化する方法、ウイルスをはじめとするセキュリティ上の脅威がもたらすリスクの抑制方法について貴重な教訓を得ました。

2013年には少量のボーンデジタル記録の取り込みを開始しましたが、依然として、追加するたびに特別の処理と多くの手作業が必要でした。ボーンデジタル記録の「大規模な」受け入れに必要と考えられる課題に、初めて本格的に取り組み始めたのは昨年、つまり2014年のことです。

その作業を主導してきたのは当館ですが、2014年にイギリスの元高級官僚のアレックス・アラン卿が政府全体の情報管理について独立で調査を実施することを命じられ、今年も引き続きデジタル記録管理の追加調査が行われているおかげで、なお一層の注目が集まっています。彼の勧告は、将来の記録管理に向けた計画の発展に寄与することでしょう。

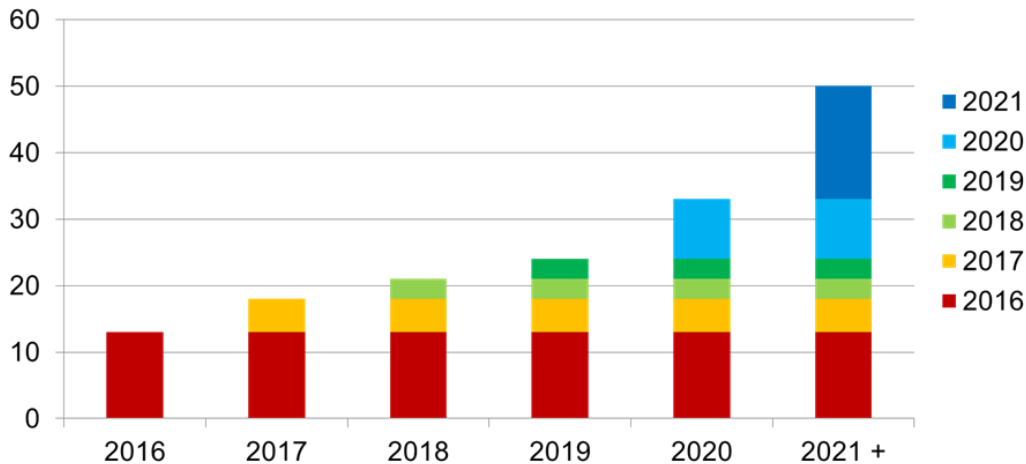
ボーンデジタル記録の移管プロセスを検討するチームの最初の仕事は、デジタル記録の全体的な動向の規模と特徴を見極めることでした。これは意外に難しいことでした。いまから25年以上も前の、政府にデジタルシステムが導入された初期のころを振り返ってみると、明らかにさまざまな機関が、さまざまな時期に、さまざまな方法で情報管理システムを導入していたのです。

次のような錯綜した状況が発生しました。

- デジタルでのネットワーク化と保存がいずれも比較的新しかったころは、情報資産を管理したり、旧システムから新システムに移行したりする際の原則は、現在ほどには理解も順守もされていませんでした。
- 機関の記録管理を担当し、紙媒体記録のファイリングや維持管理、最終的な保存に明確な責任を負う者の中には、ITチームが管轄することが多い電子記録管理に関与することが難しいと感じる者もいました。
- おそらくその結果として、当初、一部の機関は「紙にプリントアウトする」という戦略を実行しました—そして、ファイル保存用に文書の「公式」コピーを紙で作成する一方で、多くの場合は、さらにデジタル版も保存したのです。

そのため、今後5年ほどは、デジタル記録の移管量は増加するものの、毎年移管される紙媒体記録の量はそれほど減らないと見込んでいます。私たちは、この時期を「ハイブリッド」（混合）移管期と呼んでいます。「同じ」記録が物理的な形式とデジタルの形式の

両方で取り込まれるものの、メタデータは異なるという可能性が非常に高いことを考えると、ハイブリッド移管を管理する上での課題の特殊性は明白です。



このグラフは、それぞれの年にイギリス国立公文書館にデジタル移管を行う予定の政府機関の数を示したものです。ご覧のように、カーブが急角度で上昇しています—移管されるデジタル記録の量も考慮すると、これによる影響はますます顕著なものになります。

私たちは、デジタル記録への準備状況について政府機関から集めた情報に基づいて、今後数年間の業務は新技術の開発を控え目にし、デジタル移管に関連するプロセスの規模を拡大するという課題に、より多く注力すべきであるという結論に達しました。

国立公文書館と、移管する記録を選別し、センシティブ情報を審査する責任を負う政府機関のいずれについても、移管プロセスでの手作業の量を劇的に減らす必要があることが判明しました。

ボーンデジタル記録を取り巻く不確実性の大きさを踏まえて、理論的に重要と思われる問題ではなく、実際に実務の場で問題となるものを見いだすためのモデルとなる一連の「パイロット」プロジェクトを実施することにより、これらの問題に取り組んでいくことで合意しました。

私たちは 6 件のパイロット・プロジェクトに着手しました。それぞれのプロジェクトは、特定の問題または課題が浮き彫りになるように選ばれたものです。具体的には次の通りです。

- 英語および第 2 言語（ウェールズ政府からのもの）で書かれた記録

- EDRM（電子文書記録管理）システムから抽出された記録（当館固有の客観的記録）
- 最近の調査（アル・スウィディ事件）からのセンシティブ情報となる可能性がある映像資料
- 文脈上のニュアンスによってセンシティブ情報となるものの検討について一定の課題を提起する、外務英連邦省からのハイブリッド記録
- 企業登記局（Companies House）からのデータセット
- イギリス最高裁判所からの大量の映像資料（その多くは非常に冗長なもの）

それぞれの記録群は、現実味のある規模ではありながら、何か問題が生じた場合にチームが完全に行き詰まってしまうほど大きくないように選ばれました。当然、多くの問題に遭遇しました—しかし、パイロット・プロジェクト用の記録群をめぐる問題を解決することで、将来、より幅広く応用できる解決策を生み出すことができたので、私たちは落胆しませんでした。

初めの2つのパイロット・プロジェクト用の記録群は、首尾よく、隅々まで全プロセスを完了することができましたが、その他の記録群に関する作業はいまも続いています。新しいコンテンツを取り込むことについての国立公文書館の技術的能力は、こうして比較的十分に証明されました。そうすると、記録の移管元機関が実施する選別およびセンシティブ情報の審査が、特に重要な課題となってきます。

私たちが調査したところによると、21の主要政府機関の過半数はデジタル記録のセンシティブ情報の審査方法について、いまだに検討すらしていません。すでに、紙媒体記録のセンシティブ情報を審査するプロセスにかなりの時間を要していますから、政府が作成した膨大な量のデジタル記録に対して従来 방식을適用することは、控え目に言っても気が遠くなるような話です。

とはいえ、実行可能で、かつ有効なセンシティブ情報の審査を行わなければ、記録を公開して一般市民のアクセスに供するという私たちの能力が深刻な制約を受けることになります。そうなれば公記録法と国立公文書館の目的全体が損なわれることになりますので、この領域について政府全体で利用できる解決策を、率先して見つけなければなりません。

他の類型を大きく引き離し、最もよく見られるセンシティブ情報は、個人に関するものです。国益に関わる情報を含む記録の大半は外務英連邦省など比較的少数の機関に集中しているので、機関ごとに見ていくと偏りがさらに顕著になります。

調べたところでは、商用のソフトウェア・ソリューションを使えば個人データを比較的簡単に洗い出すことができるので、これはまんざら悪い話ではありません。そうしたソリューションを使って記録を大きな規模で処理すれば、自動的に一定の種類のセンシティブ情報を特定できるはずで、現在、個人データを見つけ出す上での有効性を評価するため、さまざまなソフトウェア・ソリューションを試しているところです。

文脈上のニュアンスに基づくセンシティブ情報は、これよりもはるかに特定することが困難です。これに該当するのは、たとえば、外務英連邦省の記録など国益に関わる資料に含まれているかもしれないような種類の情報です。これまで調べたところでは、専門の審査官を使って1つずつ記録を見ていく以外に有効な代替策が見つからないため、どの国立公文書館であれ、この問題を検討しているところがあれば、ぜひお話ししたいものです。現在作成されているデジタル記録の量と、政府に対する経費削減の圧力を考えると、こうした手作業のプロセスが、将来、遠隔操作によって持続的に可能になるとは非常に考えにくいことです。

このセクションの最後に、私たちがイギリス政府のウェブ・アーカイブ（Web Archive）の収集および保存も行っていることも、触れておく価値があるでしょう。これは、デジタル時代においては、そうしたものも政府機関が一般市民と意思の疎通を図る重要なルートであると考えられるからです。

2003年以來、ウェブアーカイブを行なってきましたが、私たち独自のウェブ・コンティニュイティ（Web Continuity）プロジェクトの目標を守り、当時の政府によるウェブサイト見直し活動を支援するため、対象となるサイト数と情報を自動収集する頻度を2008年に大幅に引き上げました。このプログラムは、政府のウェブサイトを閉鎖して「スーパーサイト」に情報を統合することにより、オンラインサービスの効率を改善するとともに、その費用を削減するものでした。私たちは一般市民からの問い合わせ機能を持つものも含めて、閉鎖するウェブサイトをすべて保存する任務を課されていました。

2011年以降、現行の「政府デジタルサービス」（Government Digital Service）が政府の単一の新ドメインであるGOV.UKへの移行を主導したため、ウェブサイトを閉鎖するもう1つの流れが起きています。ウェブ・コンティニュイティのチームは再び政府の各機関と協力し、政府デジタルサービスとの共同作業で政府の古いコンテンツに引き続きアクセスできるようにしました。ウェブサイトは毎月保存され、コンテンツがGOV.UKに移行されていない場合には、必ずイギリス政府のウェブアーカイブのサイトにジャンプするように設定されています。

イギリス政府のウェブアーカイブの利用者は、毎月 100 万人を超えています。昨年は 3 億 3,600 万件の URL を収集し、新たに 10.3 テラバイトのデータを保存しました。私たちはインターネットメモリー財団（The Internet Memory Foundation）と緊密に協力しており、彼らはイギリス国立公文書館との契約に基づき、情報のクローリングとホスティングを行うとともに、サービスの技術開発の多くを手がけています。

現在、将来起こり得る可能性のある利用パターンを見極めるとともに、新しいツールや機能の開発についての決定についての周知をはかるために、ウェブアーカイブに関する新たな「利用者ニーズ」調査に乗り出そうとしています。とりわけ、ウェブアーカイブとディスカバリーのさらなる統合を進めることを強く望んでいます。

デジタル記録の保存は、間違いなくイギリス国立公文書館の主要課題です。現に所蔵されている紙媒体記録に対する私たちの責任は決して消えることはなく、しかも、デジタル記録に関連する追加的作業量は非常に大きなものになっていくでしょう。政府からの予算が減る中で、これを何とかやり繰りする方法を見つけることは困難な作業にならざるをえません。

しかし、近い将来、何らかのチャンスも訪れるかもしれません。イギリス政府のデジタルサービスは、新システムの調達に「クラウド優先」で臨むことを提唱しています。このことが、私たちのデジタルサービスの拡大の可能性とセキュリティの向上に寄与するかもしれません。

私たちはデジタル記録の取り扱い方と提供方法に関する解決案を、少しずつ蓄積しています。たとえば、ディスカバリーでのボーンデジタル記録の提供は、うまく機能しているようです。私たちは個々の記録に新たなレファレンスを設けるものの、元のファイル名と周辺のファイル構造もメタデータに含めることにしました。パイロット・プロジェクトでは、メタデータが記録そのものの理解を裏付けるものとして、欠くことのできないコンテキストを提供した例が数多くありました。

今後も私たちは、記録の移管と公記録法をめぐる幅広い疑問について検討を続けるつもりです。たとえば、デジタル記録が作成元の機関で 20 年間も保管された後で、国立公文書館に移管されることは理にかなっているのでしょうか。この 20 年という期間は、いつから起算すべきなのでしょう。また、完全にデジタルな所蔵記録を保存し、アクセスを提供する上で、地域の（認定）「保管施設」の役割は何なのでしょう。

イギリスの電子記録管理にはいくつか固有の特徴があるものの、互いに検討しあって分かっていることは、全体的なデジタル化の課題と機会は世界中のアーカイブズ機関でも、イギリス全土の小規模なアーカイブズ機関でも共通しているということです。

私たちが直面する問題は、独力で解決するにはおそらく非常に大きく困難でありすぎることを十分に認識しています。そのため、連携と互いの協力関係が将来に向けた私たちの戦略の重要な要素です。なぜなら、自分たちの最良の成果を他機関と共有することで、さらに多くのことを達成できる可能性が高まることを知っているからです。

イギリス国立公文書館がデジタルアーカイブの世界で達成したこれまでの成果について、お話する機会をいただいたことに感謝したいと思います。

最初に申し上げた通り、残り時間を使って質問をお受けしたいと思います。

私の連絡先は、ここにあるとおりです。